イ　工事分担実施方式
共同企業体の各構成員が、建築一式工事、電気工事又は管工事の工種ごとに施工業務を分担して実施する方式（異工種建設工事共同企業体）。この方式で行う場合、構成員の数は２以上６以下とする。

③　上記２⑴①イ又はエの建設工事共同企業体が応募する場合、次の要件を満たすこと。
ア　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。また、構成員の出資比率は、実施要領による。
イ　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。また、代表者（工事分担実施方式の場合は建築一式工事を担当する企業とすること）が参加手続を実施すること。
ウ　建設工事共同企業体の構成員の変更は認めない。ただし、技術提案書の提出期限までの期間に限り、建設工事共同企業体の構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は国立大学法人琉球大学と協議するものとし、国立大学法人琉球大学がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

④　上記２⑴①ウ又はエの単体建設企業又は建設工事共同企業体がグループで応募する場合、単体建設企業又は建設工事共同企業体から直接業務を受託又は請け負う協力企業から構成されること。なお、協力企業の数に制限はない。

⑵　共通の競争参加資格要件
応募者である単体建設企業又は建設工事共同企業体の各構成員（以下「応募者」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　国立大学法人琉球大学会計実施規程（以下「実施規程」という。）第14条第１項及び第２項の各号に該当しない者であること。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の再認定を受けていること。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　参加申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）若しくは「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置又は国立大学法人琉球大学工事請負契約要項第30条及び国立大学法人琉球大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑤　単体建設企業、建設工事共同企業体の各構成員及び協力企業（以下「応募者等」という。）のいずれもが、他の応募者等でないこと。

⑥　応募者等のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が他の応募者等でないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、いずれの建設工事共同企業体の代表者でない場合を除く。詳細は実施要領等（要求水準書等を含む、以下同じ。）による。）。

⑦　応募者等が上記１に示した事業に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）又は当該構成員と資本関係又は人的関係がある者ではないこと。詳細は実施要領等による。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　施工業務を担当する企業の競争参加資格要件
施工業務を担当する企業は、次の要件を満たすこと。

①　単体建設企業又は建設工事共同企業体（工事共同実施方式、「以下「共同実施ＪＶ」という。」）の場合、単体建設企業又は共同実施ＪＶの代表者は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する建築工事業、電気工事業及び管工事業について、許可を有しての営業年数が５年以上であること。また、共同実施ＪＶの代表者以外の構成員は、担当する工事に該当する許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

②　建設工事共同企業体（工事分担実施方式、「以下「分担実施ＪＶ」という。」）の場合、分担実施ＪＶの各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に規定する建築工事業、電気工事業又は管工事業について、担当する工事に該当する許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

③　文部科学省における各工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査、再認定を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）については、次に該当する要件を満たすこと。

ア　単体建設企業又は共同実施ＪＶの場合の代表者は、次のＡ、Ｂ及びＣ全てを満たすこと。また、代表者以外の構成員は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じた要件を満たすこと。
Ａ　建築一式工事　1,200点以上（代表者以外の構成員にあっては、1,000点以上）
Ｂ　電気工事　1,100点以上（代表者以外の構成員にあっては、900点以上）
Ｃ　管工事　1,100点以上（代表者以外の構成員にあっては、900点以上）

イ　分担実施ＪＶの場合、構成員のうち代表企業は、建築一式工事、電気工事又は管工事について、担当する工事に応じ分担して次のＡ、Ｂ及びＣ全てを満たすこと。また、代表企業以外の構成員は、担当する工事に応じた要件を満たすこと。
Ａ　建築一式工事　1,200点以上（代表企業以外の構成員にあっては、1,000点以上）
Ｂ　電気工事　1,100点以上（代表企業以外の構成員にあっては、900点以上）
Ｃ　管工事　1,100点以上（代表企業以外の構成員にあっては、900点以上）

④　次の施工実績（平成17年以降に元請として完成・引渡しが完了した工事の施工実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。また、異工種建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。））を有していること。

ア　単体建設企業又は共同実施ＪＶの場合
Ａ　単体建設企業又は共同実施ＪＶの代表者は、次のａ、ｂ及びｃ全てを満たすこと。
ａ　建築一式工事　病院、学校又は実験・研究施設の用途に供する地上４階以上かつ延床面積15,000㎡以上の新営建築工事を施工した実績を有すること。
ｂ　電気工事　病院、学校、実験・研究施設、社会教育施設又は社会体育施設の用途に供する延床面積5,000㎡以上の新営電気設備工事を施工した実績を有すること。
ｃ　管工事　病院、学校、実験・研究施設、社会教育施設又は社会体育施設の用途に供する延床面積5,000㎡以上の新営機械設備工事を施工した実績を有すること。